

衆議院経済産業委員会ニュース

平成 26. 4. 9 第 186 回国会第 8 号

4 月 9 日（水）、第 8 回の委員会が開かれました。

1 原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第 37 号）

- ・茂木国務大臣（経済産業大臣・原子力損害賠償支援機構担当）、赤羽経済産業副大臣、富岡文部科学大臣政務官、高鳥厚生労働大臣政務官、田中経済産業大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）東京電力株式会社代表執行役社長

廣瀬直己君

（質疑者及び主な質疑内容）

吉野正芳君（自民）

- ・新・総合特別事業計画では、機構は今後東京電力株式を手放していくこととされているが、この結果、国と東京電力の一体性が弱まるのではないか。
- ・赤羽経済産業副大臣を中心に進められている福島県におけるイノベーションコスト構想を具体化させるために、政府ではどのような取組が実施されているのか。

國重徹君（公明）

- ・廃炉関係業務の追加に伴って、機構では、原子力人材が乏しいと言われる中で専門知識を有する人材をどのように確保し、どのような体制整備を行うのか。
- ・国や関係機関の間で廃炉に関する研究開発が重複して実施される例が報告されているが、このような重複を防止するために機構はどのような役割を果たすことになるのか。

馬淵澄夫君（民主）

- ・福島第一原発における現場作業員の労働環境について、現場作業員の生の声を反映させるため、アンケート調査を元請企業を通じて回収するのではなく、東京電力が下請企業から直接回収するようにすべきではないか。
- ・東京電力の私募債方式による資金調達について、現行法附則第 6 条第 2 項に規定する国民の負担最小化に鑑み見直しを行うべきであるが、いつまでにやめさせるのか。

辻元清美君（民主）

- ・原子力損害賠償支援を目的とする本法に、廃炉という性質の異なるものを統合する理由について伺いたい。
- ・現行法附則第 6 条第 2 項に基づく見直しにおいては、電気事業法第 37 条に規定されている電力債に係る一般担保の取扱いについても検討する必要があると考えるが、茂木国務大臣の見解を伺いたい。

菅直人君（民主）

- ・福島第一原発の廃炉に当たっては燃料デブリを冠水させ取り出すとされているが、その前提としての原子炉格納容器下部補修（止水）はどのように行うのか。
- ・機構の廃炉関係業務の実施における廃炉部門の位置付けについて伺いたい。

今井雅人君（維新）

- ・原子力損害賠償法第 3 条第 1 項但書の「異常に巨大な天災地変」に東日本大震災は該当するのか否か、政府の見解を伺いたい。
- ・原子力規制と原子力賠償の基準は一致しているべきと考えるが、政府の見解を伺いたい。

伊東信久君（維新）

- ・福島第一原発における汚染水による放射線の線量評価はどのように行われているのか。
- ・大学・大学院における原子力関係学科が減少し、研究者や技術者の減少が懸念されているが、今後の原子力専門の技術者の確保について、政府の所見を伺いたい。

木下智彦君（維新）

- ・福島第一原発の廃炉プロセスに関する知見を東京電力ではなく政府が蓄積していくべきという点について、どのように考えているのか伺いたい。
- ・原子力損害賠償法の見直しを文部科学省だけでなく政府全体で取り組んでいくべきという点について、茂木国務大臣の見解を伺いたい。

丸山穂高君（維新）

- ・福島第一原発の汚染水及びびがれきの最終的な処理について、政府及び東京電力は、スケジュール等を含めてどのように考えているのか。
- ・機構の業務に廃炉関係業務が追加されることにより、追加的に発生する費用や、それに伴う一般負担金の増額幅、電気料金への転嫁の可能性についてどのように見込んでいるか。

三谷英弘君（みんな）

- ・本改正案により、機構が「賠償・廃炉・汚染水センター」に改組されることによって、汚染水処理は具体的にどのように変わるのか。
- ・廃炉については、東電・機構・政府の三層構造から切り出して進める方が効率的なのではないか。

小池政就君（結い）

- ・東京電力における現在のリストラ状況に関する認識について茂木国務大臣の見解を伺いたい。
- ・東京電力の持ち株会社化が達成された後は、特別負担金をどのように徴収することとなるのか。

塩川鉄也君（共産）

- ・福島第一原発の下部透水層の地下水の状況把握を正確に行うため、現在2か所でしか実施されていない測定のポイント数を増やすべきではないか。
- ・経済産業省が昨年9月に実施した汚染水対策に係る国内外からの技術提案の募集では、トリチウム除去に対する技術についてどのような提案がなされたのか。